

自転車運転者講習制度 (平成27年6月1日施行)



自転車乗用中に信号無視等の危険行為を行い、
交通違反による取締り または **交通事故** を
3年以内に2回以上くり返した場合

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内

**自転車運転者
講習を受講**

受講場所: 警察本部等
受講時間: 3時間
受講手数料: 6,000円

受講命令に
従わなかった場合

5万円以下の罰金



受講対象となる

危険行為



- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯における通行方法違反
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 妨害運転

交通ルールを 学ぼう!



自転車も乗れば車の仲間入りです。
交通ルールから交通事故を起こしたときの対応
まで、運転者としての責任を確認しましょう。

ブタベルサハラ:
魔法の言葉ですわ

じ てん しゃ こう しゅう かい
自転車講習会
《交通法令編》

YouTube 埼玉県警察公式チャンネル

ルールを守って 安全運転



一時停止
だゾ!



7ちゃん

©白井徹人/双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

埼玉県警察

- 一般財団法人 埼玉県交通安全協会
- 一般財団法人 埼玉県交通教育協会
- 一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
- 一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会



しっかり守ろう!! 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

2 車道は左側を通行

車道の左端に沿って走りましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止をしなければなりません。

普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき。
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

保護者等は、児童や幼児にヘルメットを着用させる努力義務があります。また、全ての自転車運転者に対してヘルメットの着用が推奨されています。

自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の負傷部位(令和3年中)

自転車死者数
34人中

全損 1人(2.9%)

胸部 8人
(23.5%)

脚部 1人
(2.9%)

頭部 20人
(58.8%)

頸部 1人
(2.9%)

腹部 2人
(5.9%)

腰部 1人
(2.9%)



自転車の主な禁止事項

無灯火運転

道路交通法第52条第1項

罰則 5万円以下の罰金(過失も同じ)

二人乗り運転

道路交通法施行細則第8条第1号

罰則 2万円以下の罰金又は科料

並進通行

道路交通法第19条

罰則 2万円以下の罰金又は科料

携帯電話等の使用運転

道路交通法施行細則第10条第6号

罰則 5万円以下の罰金

イヤホン等の使用運転

道路交通法施行細則第10条第7号

罰則 5万円以下の罰金

傘さし運転

道路交通法施行細則第10条第4号

罰則 5万円以下の罰金

交通事故3つの義務!

1 負傷者の救護

ケガ人がある場合は、119番通報

2 危険防止の措置

自転車等を安全な場所に移動させて、二次被害を防止

3 警察への通報

交通事故を起こした(遭った)場合は、110番通報



ワレヨンしんちゃん

©白井儀人/双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

はい 入っていますか?
じてんしゃ ほけん かにゆう ぎ む
自転車保険への加入は義務です!

